

電動車のさらなる普及に向けた環境整備推進業務委託

1 業務の目的及び背景

2018（平成 30）年度における、日本全国の CO2 排出量部門別構成比に占める運輸部門の割合は 18.5%と産業部門（35.0%）に次いで 2 番目に多く、排出量削減に向けては自動車の電動化を中心とした対策を行う必要がある。

九都県市域内で保有されている自動車の総数は現在約 1,500 万台で、我が国の自動車保有台数（約 7,800 万台）の約 20%を占めるが、このうち CO2 を走行時に一切排出しない電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の合計台数は約 2 万 7 千台と総台数の 1%にも満たない状況である。

日本全国におけるガソリンスタンドの総数が約 3 万箇所であるのに対し、充電スタンドは普通充電を含めて約 13,000 箇所となっており、EVが今後普及するに当たっての足かせの一因となっている。

また、設置箇所や営業時間等に係る情報は複数の民間事業者が提供しているが、その情報は事業者によってまちまちであり、ユーザーは充電時に様々な民間事業者が提供する情報を閲覧・精査しなければならない状況にある。

2 履行期限

令和 4 年 1 月 1 4 日（金）

3 履行場所

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課及び発注者が別途指定する場所

4 業務内容

上記課題の解決に向けた九都県市（自治体）の役割としては、電動車のさらなる利便性向上を目指した、充電スタンド情報の共有化が考えられる。

民間充電スタンド検索サイト運営者やカーナビ業者に充電スタンド情報を提供している事業者への調査及びそれら事業者への充電スタンドの設置状況を迅速かつ的確に掲載してもらえようような作業改善等の提案を検討することなどにより、電気自動車を利用しやすい環境整備を推進する。

具体的には次の業務を実施するものとする。

なお、下記（1）及び（3）の調査項目及び方法については受注者が提案し、事前に発注者と調整するものとする。

（1）充電スタンド情報の新規掲載及び更新に係る手続きの調査

ア 民間充電スタンド検索サイトにおける新規掲載及び更新に係る手続き等の調査

民間充電スタンド検索サイト（CHAdemo 協議会、GoGoEV、e-mobility power、EVsmart、全国 EV・PHV 充電まっぷ）において掲載している充電スタンド情報について、充電スタンド情報を新規に掲載する場合や既存情報を更新する場合における、各サイトでの充電スタンド情報の把握方法及び新規掲載や更新の際に必要な手続きや処理の流れ、並びにそれら手続き等に

おける課題について調査する。

イ カーナビにおける新規掲載及び更新に係る手続き等の調査

カーナビに表示される充電スタンド情報について、カーナビ業者に充電スタンド情報を提供している事業者（(株)ゼンリン、インクリメントP(株)。以下「充電スタンド情報提供事業者」という。）が充電スタンド情報を新規に取得する場合や既存情報を更新する場合における、充電スタンド情報の把握方法及び新規取得や更新の際に必要な手続きや処理の流れ、並びにそれら手続き等における課題について調査する。

(2) 信頼性の高い情報を迅速に掲載等してもらえよう作業改善等の提案

ア 民間充電スタンド検索サイトにおける作業改善等の提案

4(1)アで調査した内容にもとづき、各民間充電スタンド検索サイト運営者が、現状より信頼性の高い充電スタンド情報を現状より迅速に各民間充電スタンド検索サイトに掲載してもらえよう、各民間充電スタンド検索サイト運営者における作業プロセスや各手続きで収集する情報の見直しなどについて提案する。

イ 充電スタンド情報提供事業者における作業改善等の提案

4(1)イで調査した内容にもとづき、各充電スタンド情報提供事業者が、現状より信頼性の高い充電スタンド情報を現状より迅速に各カーナビ業者に提供できるような、各充電スタンド情報提供事業者における作業プロセスや各手続きで収集する情報の見直しなどについて提案する。

ウ 行政における取組の提案

4(1)で調査した内容や4(2)で提案する内容を踏まえて、民間充電スタンド検索サイト等が提供する情報の迅速な掲載や信頼性向上に向けて、行政として何ができるかを提案する。

(3) その他民間充電スタンド検索サイト等への調査

4(1)の調査と併せて、各民間充電スタンド検索サイト運営者や充電スタンド情報提供事業者に対して、充電スタンドの充足度等（待ち時間の発生状況、稼働状況など）について調査を行う。

5 成果品

紙媒体 : 報告書 2部

電子媒体 : 報告書等の電子データを収納した CD-R または DVD-R 9式

6 その他

- ・本業務については、原則として自社で行い、他社に再委託しないものとする。ただし、本業務遂行にあたり、業務を補完する作業、またはやむを得ない事情等が生じた場合には、一部再委託等の検討も含め、発注者と協議し本業務を適切に遂行するものとする。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書に明記が無い事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。